

議案第75号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月17日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 地方税法の改正に伴い、軽自動車税の名称を変更する必要があるので、本案を提出する。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例（昭和28年2月世田谷区条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第1条中「軽自動車税」の次に「の種別割（同法第442条第2号に規定する種別割をいう。以下「種別割」という。）」を加える。

第2条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第3条第1項中「軽自動車税の」を「種別割の」に、「軽自動車税納税証紙」を「種別割の納税に係る証紙」に改め、同条第2項中「軽自動車税の」を「種別割の」に、「軽自動車税納税済検印」を「種別割の納税に係る検印」に改める。

第4条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。